

水都大阪フェス2018 質問と回答

平成30年6月22日

No	該当箇所	質問内容	回答
1	募集要項 P 1 2 委託業務内容 (4) 提案上限金額	収益事業を実施した場合、契約金額が減額されるのか。	来場者へのサービス及び賑わい創出の手法として、本委託事業とは別に売店等の収益が出るイベント等を誘致、実施することは差し支えありません。 なお、本事業の委託料を活用して収益事業（受託事業者の収益となる事業）を実施することはできません。
2	募集要項 P 1 2 委託業務内容 (4) 提案上限金額	独自協賛を獲得した場合、契約金額が減額されるのか。	協賛獲得に関しては、より充実した事業企画を実現するために、委託契約金（応募提案額）の他に財源確保策として、全てを協賛計画として提案いただくものです。この委託とは別に事業者が独自に獲得するものではありません。 なお、様式5「提案金額見積書」2枚目の「内訳」の収入と支出の合計額は一致するものとし、収入の項目にある「1 委託契約金（応募提案金額）」の額を当該見積書の1枚目に記入してください。
3	募集要項 P 2 【提案にあたっての留意事項】	パンフレット広告以外での協賛獲得は可能か。ステージ等の看板等への社名記載等。	協賛の獲得は、パンフレット広告に限るものではありません。ステージの看板等への社名掲載等は、基本的には可能ですが、内容により、関係条例等での制約や許可申請手を伴う場合がありますので、その点も考慮し、実現性の高い手法を提案してください。 なお、ステージの設置については、募集要項3(3)に記載のとおりですが、イベント会場での看板等への社名記載等の内容については、発注者との協議が必要になります。
4	募集要項 P 2 【提案にあたっての留意事項】	収益事業を実施することは可能か。	来場者へのサービス及び賑わい創出の手法として、本委託事業とは別に売店等の収益が出るイベント等を誘致、実施することは差し支えありません。 なお、本事業の委託料を活用して、収益事業（受託事業者の収益となる事業）を実施することはできません。
5	仕様書 P 1 【企画提案の概要】 (1) 企画内容	一般参加者によるレースや競争競技を実施してもよいのか。	募集要項3(1)②「水辺を活用し、来場者が水都らしさを体感できる参加・体験型イベント（舟運、飲食イベントを含む）を併せて実施すること」としているところであり、競争競技等も可能です。しかしながら、仕様書4(1)④に記載のとおり、プログラムの実施にあたっては、警察署、消防署等、関係機関との連絡調整が必要となりますので、そのことを前提に安全対策も含め、計画性、実現性を備えた企画としてください。

6	仕様書 P 1 【企画提案の概要】 (1) 企画内容	参加料を取っても問題ないか。	本事業は、収益を目的としたものではありませんが、実費相当額（※）の参加料を徴収することは可能です。 ※ 例えば、イベントで参加者が使うグッズや資料、参加記念品代など
7	仕様書 P 1 【企画提案の概要】 (3) 開催場所	なにわ橋からバラ園より東の公園内動線と、天神橋のスペースを遮断して利用可能か。	ご質問の中之島公園内の動線を遮断した利用はできません。 公園管理者からの指導により、公園の一般利用者が通行する動線は確保してください。
8	仕様書 P 1 【企画提案の概要】 (3) 開催場所	それぞれの船着場や港で使用可能なスペースはあるか。	説明会時に配布したマップや水都大阪のホームページの水辺活用ナビなどに船着場等の情報を掲載していますので、それらを参考に、船着場等ごとに想定されている広さ・形状などが確保できるか、予め現地を確認したうえで提案してください。 また、仕様書4（1）④に記載のとおり、プログラムの実施にあたっては、当該施設の管理者等との調整にあたっていただくこととなりますので、ご注意ください。
9	仕様書 P 4 (4) 自主警備、交通規制計画について	応募する条件として警備業法は必要か。	本企画提案の応募資格は、募集要項5に記載のとおりであり、警備業法に基づく資格の有無は、条件としておりません。なお、募集要項【提案にあたっての留意事項】に記載のとおり、自主警備、交通規制計画については、警備業法等関係法令を遵守し、具体的な提案を行ってください。
10	仕様書 P 5 (6) 協賛獲得計画及び体制について	協賛金は事業者の事業への戻入という認識でよいか。	協賛獲得に関しては、より充実した事業企画を実現するために、委託契約金（応募提案額）の他に財源確保策として、全てを協賛計画として提案いただくものであり、この委託とは別に事業者が独自に獲得するもの、事業者の事業への戻入するものは想定していません。
11	仕様書 P 5 (6) 協賛獲得計画及び体制について	売店等の出店費の負担は事業者への戻入という認識でよいか。	来場者へのサービス及び賑わい創出の手法として、本委託事業とは別に売店等の収益が出るイベント等を誘致、実施することは差し支えありません。こうした企画を予定している場合は、提案書にも明記願います。 なお、売店等の出店を企画する場合、出店費等の預かり金は、出店に必要な設備費用等に充当するものとし、本委託業務の収支とは区分してください。